

平成17年度監査計画書(案)

承認

平成17年3月 日
監査室長

基本の方針	<p>① 経営層・管理者は業務が効率的・効果的に遂行されることを主眼にすべきであるが、同時に業務のルールを整備・構築し、いわゆる内部統制・内部牽制が働く仕組みを構築することにより、当財団業務が公正で透明性があり、かつ説明責任を果たし、社会的責任を全う出来るよう支援する。</p> <p>② 業務効率と管理は背反するものでなく、当財団活動を支える車の両輪であることへの理解浸透に努め、「業務マニュアル」作成を督励・支援する。</p> <p>③ 各部間及び部内各グループ間の内部牽制、管理者のチェックが働く仕組みを重点的に監査し、不正及び業務ミス発生を防止する。</p> <p>④ 監査室の陣容に鑑み各部にて自己チェック機能の充実を図ってもらい、内部監査は(テーマ別でなく)部単位にて行い重要事項を漏れなく押さえることに注力する。</p> <p>⑤ 自動車リサイクル法施行後1年目であり年間業務の全てを経験をしてはおらず、依然として3指定法人はスムーズな業務遂行に繁忙を極めると思われ、各部業務に支障をきたさないよう配慮する。尚、内部監査は業務監査を主体とし、外部監査法人と日程調整し効率的におこなうこととし、会計監査は外部監査法人の補完的役割を果たすことにより会計監査における網羅性を追及する。</p>
-------	--

監査対象及び項目	被監査部名	監査担当者	月別監査計画 (実線は実査、点線は事前準備及び報告書作成期間を示す)																
			17.3	17.4	17.5	17.6	17.7	17.8	17.9	17.10	17.11	17.12	18.1	18.2	18.3	18.4			
1. 自動車リサイクル法(R法)、寄附行為、資金管理業務規程及び細則、倫理規程、調達規程、情報公開規程、会計規程等の遵守確認	資金管理センター	保谷																	
2. 再資源化預託金等(預託金等)および資金管理料金(管理料金)の収受、預託金等の運用(含利息計算)及び払渡しが、R法及び資金管理業務諮問委員会審議等に基づき適正に行われていることの確認																			
3. 預託金等会計及び管理料金会計の進捗状況及び資金繰り管理状況確認																			
4. R法、寄附行為、再資源化等業務規程及び細則、倫理規程、調達規程、情報公開規程、会計規程等の遵守確認	再資源化支援部	保谷																	
5. R法第106条第1、2号業務に関する収支管理が適正に行われていることの確認、及び同業務に関する諸契約の履行状況確認																			
6. R法第106条第3～5号業務に関り出捐された剰余金収支管理及び同条第6号業務が適正に行われていることの確認																			

(監査報告書は被監査部門毎に纏めてひとつとする。)

監査対象及び項目	被監査部名	監査担当者	月別監査計画（実線は実査、点線は事前準備及び報告書作成期間を示す）																
			17.3	17.4	17.5	17.6	17.7	17.8	17.9	17.10	17.11	17.12	18.1	18.2	18.3	18.4			
7. R法、寄附行為、情報管理業務規程及び細則、倫理規程、調達規程、情報公開規程、会計規程等の遵守確認	情報管理部	保谷																	
8. 電子マニフェスト制度、コンタクトセンター及びデータセンターの運営管理が適切に行われていることの確認																			
9. R法、寄附行為、倫理規程、調達規程、情報公開規程、会計規程等の遵守確認	事務局	保谷																	
10. 人事・労務部門における就業規則等遵守及び届出、給与支払・社会保険関連の法令遵守確認																			
11. 一般会計収支の予算・実績及び資金繰りの管理状況確認																			
12. 財団内諸規程・規則の整備・周知確認・支援																			
13. 寄附行為、倫理規程、調達規程、情報公開規程、会計規程等の遵守確認	フロン事業部	保谷																	
14. 前払式証票の規制等に関する法律他関連法令の遵守状況及びフロン券業務(預り金の支払及び移管預り金への振替等)の適正履行確認																			
15. 事業計画実施状況及び倫理規程・会計規程遵守確認	二輪車事業部	保谷																	
16. 平成18年度の監査計画書立案・作成		保谷																	

※ 平成17年度分については、特別の費用を要しない。

(監査報告書は被監査部門毎に纏めてひとつとする。)